

給付付き税額控除の具体的課題 (番外編)

東京財団 シニア政策オフィサー **森信 茂樹**

3回にわたって給付付き税額控除の話を書いてきた。次の話題をと思ったが、読者から導入の具体的な課題を知りたいと複数メールをいただいたので、もう一度給付付き税額控除の話にお付き合いいただきたい。

最大の課題は、導入の政策目的を明確にすることだ。この制度は税制と社会保障制度を一体的にとらえ、効率よく所得再分配を行う新たな政策ツールだが、就労促進、子育て支援、社会保険料負担の軽減、消費税逆進性対策などの効果を持つ。どこに政策の力点を置くかにより、制度の具体的中身や財源などが異なってくる。

筆者は、就業を支援し、あわせて自らの人的資本の向上を図るセーフティネットとしての導入がふさわしいと考える。単に困窮者への給付に終わらせるのではなく、学び直しにより自らの労働生産性を高めることができれば、成長分野への移動が可能になり継続的な賃上げにもつながっていく。就職氷河期世代、ギグワーカーやエッセンシャルワーカーなど中所得者の一部も念頭に職業訓練などを通じて、勤労により豊かな人生を送る「ワークフェア」を政策目標としてはどうか。

バラマキ給付にならないため、給付の対象

は、社会保険料を払って働く勤労者という個人単位とすべきと考える。結果として消費税の逆進性対策や子育て支援にもつながる。これから大きな問題となる社会保険料の130万円の壁だが、これを乗り越えて働こうとする者への給付は大きな支援になる。英国では世帯単位で給付する結果、働こうとする女性へのディスインセンティブになっていることが指摘されている。また世帯単位の情報には地方自治体が保有しているが、個人単位とすることで給付付き税額控除を国の制度として運営することができる。またわが国の税制が個人単位であることも考慮に入れる必要がある。

次に資産要件の取り扱いである。英米の給付付き税額控除には資産要件がついているが、わが国では銀行預金へのマイナンバー付番が進んでいない。一方今年の通常国会に、後期高齢者の社会保険料負担へ金融所得（上場株式の配当や譲渡益）を反映させる法案が提出される予定だ。この仕組みを活用し、例えばNISA以外に200～300万円以上の金融所得がある者は対象から外すということを考えてはどうか。

重要なことはこの制度を実施するためのマイナンバーを活用したデジタルインフラの構

築である。英国のユニバーサルクレジットでは、リアルタイム（毎月）で把握した税・社会保険料負担後の手取り所得の情報が雇用年金省に送付され、その情報に基づき基準額が計算され給付が行われる仕組みになっている。わが国では地方自治体が住民全員の所得を把握しており、それを国のガバメントクラウドを活用しマイナンバーと紐付ける「情報提供ネットワークシステム」を構築すれば所得と給付を連携させることが可能だ。その際の問題は、前年度所得であるという点だ。

これを乗り越えるため筆者が提言するのは「ガバメント・データ・ハブ（仮称）」の構築である。企業は従業員の所得情報（収入や源泉徴収額）を毎月会計ソフトで管理してお

り、その情報を国が認定する民間のクラウドに保存する。その情報に税務当局、社会保険当局や給付官庁がアクセスし、これを給付につなげる仕組みだ。「ガバメント・データ・ハブ（仮称）」は民間クラウドの集合体であり、情報の一元化ではない。

最後の関門は財源である。「小さく始めて大きく育てる」アプローチが現実的である。財源には租税特別措置や各種所得控除など税制の見直しや重複する社会保障の見直しなどが考えられる。一方給付付き税額控除は、増えた負担は全て国民に還元される制度なので、国民負担は増えないとも言える。受益と負担の観点から大きな議論をして育てていくことが望ましい。 ▨